

伊保庄園拠点事業計画

当事業団の基本目標である「選ばれる施設づくり」及び「地域とともに歩む施設づくり」を推進するため、伊保庄園施設拠点における令和3年度の事業計画を定め、当該計画に基づき、適切な運営を図るとともに、法人理念である利用者の立場にたった「その人らしさを大切に」に沿ったサービスを提供します。

I 選ばれる施設づくり

利用者や地域のニーズが高度化、多様化する中、伊保庄園の特性を活かし、ニーズに沿った質の高いサービスを提供することにより、利用者(児)、家族、地域社会から、信頼され選ばれる施設づくりを推進します。

◎ 施設等運営の基本的考え方

1 令和3年度の運営方針

《施設サービス》

- 利用者の自己決定と選択を尊重し、個人の尊厳に配慮した良質なサービス、安心・安全なサービスを提供します。
- 多職種間の連携体制の強化と情報共有によるチームケアを目指し、安心で快適なサービスを提供します。

《在宅サービス》

- 短期入所生活介護
利用者ニーズにあった個別ケアを提供し、在宅生活が継続できるよう支援します。
また、生活上の支援だけでなく、家族の身体的・精神的負担の軽減を図っていきます。
- 居宅介護支援事業
利用者が住み慣れた環境で可能な限り自立した生活が継続できるように医療・福祉の関係機関と連携し、地域に根ざした総合的な支援をします。

2 重点事業の推進に向けた具体的な取組

(1) 事業のあり方についての検討

ア 令和3年度の取組目標

| 取組事項 | 目 標 | | 備 考 |
|----------------------------|--|---|-----|
| | 中期経営計画の最終目標 | 今年度の目標 | |
| デイサービスセンターの稼働率の向上と職員配置の適正化 | <ul style="list-style-type: none">・稼働率が向上する。・収支のバランスのとれた適正な人員を配置する。 | <ul style="list-style-type: none">・(2020年6月末事業廃止) | |

イ 目標達成のための具体的な取組
(2020年6月末に事業廃止)

(2) 選ばれる施設づくりに向けた重点的取組

ア 令和3年度の取組目標

| 取組事項 | 数値目標 | | 備考 |
|----------|------------------------------|----------------------------------|----|
| | 中期経営計画の最終目標 | 今年度の目標 | |
| 介護機器等の導入 | 令和5年度までに、業務改善に効果的な介護機器を導入する。 | Web配信、施設見学による情報収集と福祉機器の選定・導入を行う。 | |

- イ 目標達成のための具体的な取組
5月 導入機器の使用状況、業務改善、負担軽減効果の検証・評価
7月 施設見学（北九州）に職員派遣
8月 施設見学報告会及び機器導入検討会議での検討
11月 国際福祉機器展（東京）に職員派遣
1月 選定した機器の試用と検討会議での検討

3 中期資金計画への対応（令和3年度の取組）

(1) 収益の確保

目標稼働率の向上・維持（特養・短期）

- ・入所者の入院期間が長期化しないために疾病等の早期発見・早期治療等の介護・看護の連携強化を図ります。
- ・退所（予定者含む）から新規入所までの空床期間短縮を図るため、組織内の報告・連絡・相談体制の強化を図ります。
- ・長期、定期利用者のバランス及び特養空床利用を活用します。（短期）
加算取得に向けて、組織内で検討・協議
- ・加算については、費用対効果を検証しながら取得に向けて取り組みます。
- ・活用できる助成金等があれば検討し申請します。

(2) 支出の削減

- ・適切な排泄ケアを行うためにおむつ製品の比較検証を行い、費用のコストダウンに努めます。
- ・時間外業務削減のため、業務の効率化（業務内容・時間・方法）を図ります。
- ・エコアクションプランの目標達成に向けて、水道・光熱費・消耗品費等の支出節約に取組みます。
- ・印刷コスト削減のための両面印刷やペーパーレスによる会議を推進するように取り組みます。

◎ 利用者に対する基本姿勢等

1 利用者に対する基本姿勢

利用者に対するサービス提供の基本姿勢として次の取組を行います。

| 取組項目 | 取り組むに当たっての目標 |
|----------------------|---|
| 利用者の自己決定と選択の尊重 | |
| ■ アセスメント内容・方法の見直し | <ul style="list-style-type: none">・利用者一人ひとりの「生きがい、心地よさ、暮らし方」を重視したアセスメントの実施・当該アセスメントを踏まえた、利用者等のニーズに即したケアプラン等の作成と当該計画に基づくサービスの提供・利用者の個別性（心身の状況、年齢、趣味・特技、生活歴等）に対する十分な理解 |
| ■ 利用者の意思決定支援の強化 | <ul style="list-style-type: none">・常に利用者の立場に立った、その意思や自己決定を尊重することを基本とするサービスの提供・国のガイドラインに沿った、意思決定支援体制の整備・利用者とのコミュニケーションの確保と、主体的な活動や日常生活の自立に向けた支援 |
| ■ 基本人権への配慮 | <ul style="list-style-type: none">・基本的人権を尊重したサービスの提供・入浴・排泄ケアなど様々な場面でのプライバシー保護の徹底・「地域福祉権利擁護事業（※）」や成年後見制度の啓発と必要に応じた相談や調整等 <p>※ 市町社会福祉協議会で実施する「福祉サービス利用援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等預かりサービス」等をいう。</p> |
| ■ 身体拘束の適正化 | <ul style="list-style-type: none">・「身体拘束の適正化」に向けた取組の推進・生命保護・安全確保上など緊急やむを得ない場合のみ、必要最小限の拘束 |
| ■ 虐待防止の推進 | <ul style="list-style-type: none">・虐待防止に必要な体制整備を構築・職員に対する関係法令や「虐待防止マニュアル」の内容の周知と遵守徹底・事業団職員が作成する虐待防止 DVD の活用 |
| 利用者等が意見を述べやすい体制の確保 | |
| ■ 利用者・家族からの意見・要望への対応 | <ul style="list-style-type: none">・利用者懇談会、家族会等、日常のサービス提供を通じた、利用者や家族からの意見・要望の積極的な聴取・意見や要望の内容を関係職員間で共有し、所要の改善を図るなどの迅速な対応・対応結果の利用者や家族へのフィードバック・家族や関係者等に対する誠意ある丁寧な接遇 |
| ■ 苦情解決の取組 | <ul style="list-style-type: none">・利用者、家族、地域住民等からの苦情解決に向けた迅速かつ的確な対応・苦情受付から解決・改善までの経過や結果の記録・記録を通じた職員間での情報共有とサービス向上に向けた取組の推進 |



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- アセスメント内容・方法の見直し
「生きがい、心地よさ、暮らし方」の考え方に関する（Cultural activities of daily living）研修への派遣 1名
- 利用者の意思決定支援
国の「認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドライン」の職員の周知
意思決定責任者を決定し、意思決定支援会議を年2回開催
- 身体拘束廃止
検討委員会を毎月開催（定例以外に臨時開催有り）
身体拘束廃止研修の開催 年2回
身体拘束廃止研修の受講 1名
拘束のある利用者の減 1名 ⇒ 0名
- 虐待防止
虐待防止研修の開催（8月・2月 うち1回外部講師）

2 サービスの質の向上

サービスの質を確保し、その向上を図るため、以下の取組を進めます。

| 取組項目 | | 取り組むに当たっての目標 |
|-----------|----------------|---|
| サービスの質の向上 | | |
| 重 | 認知症ケア体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">・認知症利用者に対する支援の強化・認知症介護実践者研修等の受講促進 |
| 重 | 医療ケア体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">・医療ケアが必要な利用者に対する支援の強化・認定特定行為業務従事者認定者の育成等 |
| 重 | 健康管理 | <ul style="list-style-type: none">・利用者一人ひとりの健康管理や栄養管理、感染症予防の徹底・日常的な疾病予防対策への取組・嘱託医や医療機関等との連携による疾病等の早期発見・早期治療 |
| | 食事サービス | <ul style="list-style-type: none">・栄養ケアマネジメントによる適切な食事サービスの提供・地産・地消の推進と安全で季節感のある食事の提供 |
| | 機能訓練 | <ul style="list-style-type: none">・心身の状況に応じた機能訓練計画の策定と適切な機能訓練の実施 |
| | 看取り介護（ターミナルケア） | <ul style="list-style-type: none">・「施設で最期を迎えたい」という利用者や家族の思いを尊重・利用者や家族の意向に沿ったきめ細かい心のこもったケア・協力病院や嘱託医との連携の下、各職種が連携・協力したケアの提供 |
| | 生活環境の向上 | <ul style="list-style-type: none">・必要な設備の整備や模様替え等、可能な限り快適な環境の確保 |
| | 新たなプログラムの | <ul style="list-style-type: none">・利用者ニーズの変化や将来予測される新たなニーズへの対応 |

| | | |
|------------------|---------------|---|
| | 研究・導入 | <ul style="list-style-type: none"> 既存のサービスプログラム（ケア、支援、療育等）の改善 全国的な研究や実践の動向も踏まえた新たなプログラムの研究やその導入 |
| 利用者満足度の向上 | | |
| | 「利用者満足度調査」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者満足度調査のサービスごとの実施と結果公表 全職員の結果の共有と意見・要望を踏まえたサービスの改善 調査票や実施方法等の必要に応じた見直し |
| サービスの評価 | | |
| | 自己評価の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 全施設で、定期的に自己評価を実施 必要に応じた評価項目等の見直し |
| | 第三者評価の取組 | <ul style="list-style-type: none"> サービス評価の客観性を保つ上で、3年に1回福祉サービス第三者評価を受審。 受審結果を踏まえたサービス改善の取組 |
| サービスの適切な実施のための取組 | | |
| | 各種業務マニュアルの充実 | <ul style="list-style-type: none"> 策定済みの各種マニュアルを関連制度の改正、利用者の状況の変化等に応じて改正 必要に応じて、新たなマニュアルの策定 |
| | サービス関連情報の共有化 | <ul style="list-style-type: none"> 各種計画（ケアプラン）やサービスの実施記録等の作成に「支援ソフト（絆）」を活用 絆に蓄積された情報を職員が共有することにより、サービスの均質化や質を向上 |



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 認知症ケア体制の充実
 - ・認知症基礎研修の受講 2~3名
 - ・認知症実践者研修の受講 1名
 - ・認知症実践者リーダー研修の受講 1名
 - ・研修受講者による施設内研修 年1回
- 医療的ケア体制の充実
 - ・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修の受講 1名
 - ・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者研修の受講 1名
 - ・フォローアップ研修 年2回
- 健康管理
 - ・衛生管理委員会の開催 毎月1回実施
 - ・メンタルヘルス研修の受講 2名
 - ・研修受講者による施設内研修 1名

- 食事サービス
 - ・栄養ケア見直しのための検討会議の開催
 - ・行事食（食事・おやつ）の提供 毎月1回
- 看取り
 - ・看取り介護のための研修の開催 7月実施
- 第三者評価・自己評価
 - ・10月に実施
自己評価については、前年度のBをAにするための検討会を開催 年2回
- マニュアルの充実
 - ・適切な排泄ケアを実施するためのマニュアルの見直し

3 利用者（児）の安全確保とリスク対策

利用者（児）の安全の確保と様々なリスクに適切に対応するため、以下の取組を進めます。

| 取組項目 | 取り組むに当たっての目標 |
|-----------------|---|
| 利用者の安全確保 | |
| リスクマネジメントの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・常にリスクマネジメントの観点に立った、各種マニュアルに基づく適切な対応 |
| 介護事故等の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット事例について、SHELLEモデル（※）を活用した要因分析 ・要因分析を踏まえたリスク軽減の措置 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※ SHELLEとは何の略? S : Software (ソフトウェア) H : Hardware (ハードウェア)、 E : Environment (環境) L : Liveware (当事者以外の人) L : Liveware (当事者)</p> |
| 感染症等の予防及び発生時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・発生動向等に関する情報収集と必要な予防対策の実施 ・感染症の発生時における関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえた適切な蔓延防止対策の実施 ・感染症対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の見直し |
| 食品の安全確保、衛生管理の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全に関する情報を平素から収集 ・食材の購入時における取引業者への安全確認の要請と検収時の産地や賞味期限等のチェックの徹底 ・食材、厨房、居室等や調理従事者（委託業者と連携）の衛生管理の徹底 ・食中毒や感染症の予防対策の徹底 |
| 施設・設備の点検及び修繕等 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設内外のリスクの高い箇所の定期的な点検 ・腐食劣化等が懸念される設備や多用される設備等の日常点検の徹底 ・点検の結果、建物や設備等に異常を発見した場合には、速やかな修繕等 |

| 危機管理 | |
|----------------------|--|
| 災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防計画及び防災マニュアルに沿った体制整備や訓練等の実施 ・消防計画及び防災マニュアルの見直し（隨時） ・事業継続計画（BCP）に基づく備蓄等の平常時の措置と計画の見直し ・各地域における相互応援協定の締結 ・災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく対応 |
| 不審者対応の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・「不審者対応マニュアル」に基づく訓練等の実施 ・当該マニュアルの見直し ・防犯カメラの活用を通した防災対策の徹底 ・不審者情報を察知した場合の職員間の情報共有や警察署等と連携した的確な対応 |



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 介護事故等の防止
 - ・リスクマネジメント研修の開催 年2回
 - ・リスクマネジメント研修への派遣 1名
 - ・事故、ヒヤリハットの検証と再発防止策の取組
- 感染症等の予防及び発生時の対応
 - ・感染症対策研修会の開催 4月・10月
 - ・感染管理認定看護師による研修会及び実地指導 年1回
 - ・感染症対策マニュアル、事業継続計画（BCP）の確認、見直し
- 食品の安全確保、衛生管理の徹底
 - ・委託業者との連携を図り、安心、安全な食事を提供
- 災害（火災、自然災害）等に係る対策の充実
 - ・訓練 7月 総合訓練
10月 津波想定避難訓練（施設、在宅サービスを含む）
 - ・事業継続計画（BCP）の確認、見直し
 - ・備蓄品の確認と確保 年2回 備蓄品ごとに保存年数を記載し、隨時更新。
- 不審者対応の徹底
 - ・防犯カメラ及びさす又を活用した不審者対応訓練の実施 10月

II 地域とともに歩む施設づくり

地域との連携を深めていくため、「ともに歩む」視点を大切にし、地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的に関わるなど、施設にとっても、地域にとっても有益となる取組を推進します。

1 地域共生社会の実現に向けた役割発揮

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務である地域における公益的な取組として、次の取組を進めます。

高齢化が進む地域の中で、高齢者が安心して生活が過ごせる地域づくりを目的とした「地域安心ネットワーク」の強化に向け、地域住民や隣接施設及び関係機関が共同し、在宅の認知症高齢者の見守りや行方不明時の捜索活動が円滑に行われるための模擬捜索訓練を実施します。

実施期間：11月中旬

(2) セーフティネット機能の発揮

| 取組項目 | 取り組むに当たっての目標 |
|---------------|---|
| セーフティネット機能の発揮 | ・高齢者や障害者（児）の緊急・困難ケースをショートステイ等で受入れる等のセーフティネット機能の発揮 |



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

○ セーフティネット機能の発揮

- 行政及び関係機関との連携を図り、被虐待高齢者をはじめ困難ケース、低所得の要介護者等を受入れ、地域福祉のセーフティネットとしての役割を果たします。

(3) その他の取組

| 取組項目 | 取り組むに当たっての目標 |
|----------------------|--|
| 関係機関・団体等とのネットワークづくり | ・行政機関や他の社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などの関係機関や団体と緊密な連携を図ることによりネットワークを構築 |
| ニーズの変化に対応した在宅サービスの充実 | ・地域共生社会の実現など、様々なニーズの変化に対応した在宅サービスの一層の充実 ・介護、障害、児童等の共生型サービスの検討 |



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 関係機関・団体等とのネットワークづくり
 - ・「柳井市徘徊・見守りネットワーク」にて、高齢者の見守り、徘徊による行方不明者の情報収集・提供、早期発見、捜索協力をしています。

2 地域交流の推進

地域との相互交流機会を拡大するため、次の取組を進めます。

| 取組項目 | 取り組むに当たっての目標 |
|-----------------------------------|--|
| 地域との相互交流機会の拡大 | |
| 地域住民の施設拠点の行事等への受入れと地域の行事・イベントへの参加 | <ul style="list-style-type: none">・地域の人々の施設拠点の行事等への積極的な受入れ・地域社会の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画・利用者や施設職員による地域でのボランティア活動への積極的な参加 |
| ボランティアの計画的な受入れ | <ul style="list-style-type: none">・多様な媒体（広報誌やSNS等）を活用した新規ボランティアの募集・他団体等が開催するボランティア研修会等への会場提供などの連携・市町のボランティアセンターや「山口県高校生ボランティアバンク」等との連携 |
| 施設・設備等の開放 | <ul style="list-style-type: none">・地域住民等からの要請に応じた地域交流室や会議室、設備、備品等の貸出（本来のサービスの提供に支障のない範囲）・地域で開催される福祉や介護に関する講習会、研修会等への専門職員の派遣・地域の人々の、施設の行事やボランティア活動への積極的な受入れ |



目標達成のための具体的な取組（主なもの）

- 施設行事等への受入れ
 - ・施設が4月末に行うこいのぼりをあげる会に保育園児を招待し、交流を深めます。
 - ・施設が8月に行う伊保庄園夏祭りに地域の人々等を招待し、交流を深めます。
- 地域住民の参加者の目標 50人
- 地域の行事・イベントへの参加
 - ・4月伊保庄祭り実行委員会主催の伊保庄春祭りに利用者・職員が参加します。
 - ・9月伊保庄地区敬老会に職員が寸劇の演者として参加します。

- ボランティアの計画的な受入れ
 - ・各種ボランティアグループ等の発表の場として受入れます。
誕生会、家族総会、夏祭り等
 - ・ホームページにてボランティアを募集します。
- 施設・設備等の開放
 - ・柳井市主催の介護の集いに生活相談員・介護支援専門員を派遣します。
 - ・伊保庄地区コミュニティ協議会主催の三世代交流もちつきのため、施設を開放します。